

官商工第921号
令和4年12月13日

関係各位

宇都宮市長 佐藤 栄一
(経済部商工振興課扱)

宇都宮市中小企業高度化設備設置補助金の省エネ設備にかかる補助率の上乗せ等について（お知らせ）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、中小企業が技術の高度化・合理化を促進する目的で設置した機械設備の補助制度として、「宇都宮市中小企業高度化設備設置補助金」を実施しておりますが、この度、エネルギー価格の高騰や円安の影響を受け、厳しい状況にある市内中小企業等の設備投資を支援する措置として、省エネ設備の取得に係る設備投資について、補助率の上乗せを行うとともに、補助金早期支給の観点から、省エネ設備についてのみ先行受付を実施することといたしました。

つきましては、貴団地内の各企業様宛て、御周知の程よろしくお願いいたします。

記

1 措置の概要

(1) 省エネ設備の補助率上乗せ

以下の通り補助率を2%上乗せいたします。

	補助率 (省エネ設備)	補助率 (左記以外の設備)
中小企業	取得価格の5%	取得価格の3%
小規模事業者	取得価格の6%	取得価格の4%

【参考：省エネ設備の定義】

経済産業省で実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C指定設備導入事業）」において補助対象設備として登録されている設備を対象といたします。

【参考URL】 <https://sii.or.jp/cutback03/search>

上記URLより、「条件を指定して検索する」で「生産設備」のプルダウンをクリックいただきまして、該当する設備にチェックを入れたうえで、メーカー名や型番等を追加入力いただき検索する等により、購入した設備が省エネ設備に該当するかどうか確認が可能です。

(2) 省エネ設備のみを対象とした先行受付

本補助金につきましては、例年5月～6月の2か月間を申請受付期間としていますが、物価高騰等の影響を踏まえ、省エネ設備にかかる補助金の早期支給の観点から、省エネ設備のみを対象とした先行受付を実施いたします。

なお、令和5年度につきましても、予算が確保されましたら、例年通り令和5年5月から6月の2か月間に申請受付を行う予定です（その際は、省エネ設備とそれ以外の設備の両方について御申請が可能となります）。

■先行受付

①対象事業・業種

市内で事業を営む製造業、特定サービス事業者又は宇都宮市リーディング企業で、市税を滞納していない中小企業者

②対象設備

令和4（2022）年1月2日～令和5（2023）年1月1日までの間に設置した設備のうち、以下の補助条件に該当する設備

補助金対象条件	<ul style="list-style-type: none">①1台（基）あたりの取得価格が300万円以上のもの②技術の高度化及び合理化を促進するため自ら設置した、生産、研究、開発又はデザインの用に供する機械設備③経済産業省で実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C指定設備導入事業）」において補助対象設備として登録されている設備④補助上限額は先行受付期間における補助額と令和5年度通常受付期間における補助額の合算額として1,000万円となります。
---------	--

③先行受付期間

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

④申請方法

以下の書類により、先行受付期間までに本市に御申請ください。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 設置した設備の平面図又は配置図
- (3) 設置した設備の資産明細書
- (4) 設置した設備の領収書及びカタログ
- (5) 設置した設備が経済産業省で実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C指定設備導入事業）」において補助対象設備として登録されている設備であることを証するもの（検索結果の画面コピー等）
- (6) 会社概要を示す書類

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
宇都宮市 経済部 商工振興課
商工振興グループ 担当：巻嶋
TEL：028-632-2434 FAX：028-632-5420
E-mail:u2310@city.utsunomiya.tochigi.j